

一 事業主側

事業主

井出幸七郎

事業

自轉車附属品製造

資本金

二 萬 円

企業系統

ナ シ

使用労働者

男二六人、女二人、計二八人

一 労働者側

労働参加者

男六

労働参加者

目下、然労働組合関係ナキ、又一般労働組合ノ内

興スヘント見ラレ

労働参加者中組合加盟者

ナ シ

一 発生の時

十一月六日

一 発生の原因

職工杉村元、八幡三郎、兩名ハ業務不熱心ニシテ他ノ職工ヲ

煽動シ待遇改善ノ要求ヲ提出スヘント称シ、アリシテ以テ

事業主ハ兩名ニ對シ十一月六日解雇ノ予告ヲ為セルニ因リ

要求事項及交渉状況

要求條項別記ノ通

事業主ノ解雇予告ヲ不啻トナス六名ハ十一月十一日事業主定

ニ至リ會見ヲ求め十一月十三日夜天同様會見ヲ求めタルニ何

レモ果サス第二回目ニ於テハ喧嘩シ全賃検束セラレ

一 経過

一 事業主側

事業主ノ態度ハ強硬ニシテ労働不参加職工二十二名ヲ使用

シテ事業ヲ繼續シ居リ別ニ痛痒ヲ感セズ只管下等加職工ヲ

勧誘シ、アリ

一 労働者側

労働者側ハ一方弁護士上村進ヲ通シテ斡旋方ヲ依頼シ他方本